

フランスにおける若手弁護士の状況

第二東京弁護士会会員

金塚 彩乃 ● Kanazuka, Ayano

今日、日本でも弁護士の置かれている状況が変わりつつあるとされるが、司法制度改革の中で人数増の目安とされたフランスでも、若手弁護士の置かれている状況は大きく変化している。その変化は弁護士という職業自体の変化及びその中に置かれた各弁護士の状況の変化と二つの側面から考察することができる。

1 フランスにおける弁護士職の変化

フランスでは弁護士という職業自体が現在大きな変革の中にある。

古来より存在する職業である弁護士は、フランスでは訴訟での弁論や当事者の補佐を担当するものとされ、これと区別される訴訟代理行為は代訴士に委ねられるなど、その職務範囲は限定されており、弁護士のほか、法律職は代訴士、商事訴訟代理人、公証人等に細分化されていた。しかし現在その細分化されていた法律職の統合が進められている。

まず、弁護士職に関する大改革は1971年に行われ、第一審の訴訟代理をする代訴士及び商事訴訟代理人が弁護士と統合された。1990年には、主に会社設立や企業からの法律相談を担当していた法律顧問職との統合が図られた。法律顧問職は、弁護士及び商事訴訟代理人がそれまであまり手がけてこなかった会社の設立をはじめとした企業からの法律相談を担当し、企業からのニーズに応える形で大きく発展していたが、その職に就くためには特段の資格制限などはなかった。

2008年6月には高等裁判所付き代訴士(高等裁判所において当事者の代理を担当する。)と弁護士の統合が決定され、民事訴訟手続の簡素化が進められた。さらに現在、全国弁護士会評議会(CNB。フランスの日弁連に相当)は、不動産の売買や夫婦財産契約に関する業務を独占する公証人と弁護士との統合を求めている¹⁾。そのほかにも日本の弁理士に相当する知的財産顧問業との統合²⁾や、企業の法務担当者への弁護士資格の拡大(現在、フランスでは弁護士の資格を有したまま企業に就職するこ

とはできない。その一方、企業の法務担当者としての8年の経験があれば資格試験を受験しなくても弁護士としての資格が与えられる。)も検討されている³⁾。

この傾向に関しては、欧州統合の結果生じる新たな競争やアングロサクソン系の事務所に対抗するための力をフランスの弁護士にも備えさせるため弁護士職の大改革が必要であるからとも説明されるが、いずれにせよかような職域の拡大とともに弁護士という職業の外郭自体がフランスでは現在大きく動いている。

2 フランスにおける若手弁護士の現状

フランスの若手弁護士は上述のように激動する状況に置かれているが、最近のアンケートや調査がその具体的な状況を浮き彫りにしている。

(1)人口増

上述のとおり、弁護士職の統合、とりわけ法律顧問職との統合に伴い、弁護士の人数も激増した。とりわけフランスにおける弁護士の資格試験に人数制限はなく、所定の点数を取れば合格できるものとされているため、志願者の数により新規登録弁護士の数も増減する仕組みになっている。フランスの人口は約日本の半分であるが、弁護士についてはこの20年で人口が倍増し、現在では弁護士の数は約4万5000、そのうちパリの弁護士会だけで約2万1000人とされ、全国で毎年約3000人が弁護士研修所を修了している⁴⁾。

(2)就職

人数増に伴い、フランスでは若手弁護士の就職難が大きな問題となっている。パリの弁護士研修所が2006年7月に行った2005年に修習が修了した者を対象としたアンケート⁵⁾においては、回答者のうち現に弁護士として勤務している者は65%に過ぎない。そして回答者の56%が就職活動は極めて困難であり、35%がすでに弁護士業界は飽和状態にあると指摘している。弁護士として就職できていない修了生の多くは弁護士以外の職に就くことを選択し、それでも仕事が見つからない者のうち約40%が失業状態で職業紹介所に登録をしている。就職できた者でも、15%の者の月収は2000ユーロ以下との報告である。また回答者の半数近くが将来弁護士を辞めるだろうとも回答して

いる。

なお、就職のできた若手弁護士に関しては、その8割がビジネスローを専門とする事務所に就職しているとのことである。またその中でも、各自の専門分野が細分化される傾向にある。

(3)男女比

フランスの弁護士をはじめ法曹について検討するに際し特筆に値するのは、女性の占める割合である。これは裁判官に始まった現象であるが、新規の弁護士修習生についても、その約7割が女性であり、職業の「女性化」が大きく進んでいる。

しかし、この現状はフランスの弁護士の世界での男女平等を物語るものと直ちにとらえることはできない。今日フランスの弁護士全体に占める女性の割合は57%であるにかかわらず、女性弁護士の総収入は全体の47%とされる⁶⁾。2004年の統計であるが、経験10年以上の男性の弁護士の平均年収が約12万ユーロであるのに対し、経験10年以上の女性弁護士の平均年収は約6万ユーロであり、経験10年未満の男性弁護士の平均年収約5万5000ユーロとほぼ同じである。経験10年未満の女性弁護士の平均年収に至っては4万ユーロにすら届かない。実際筆者の友人であり今年あるフランスの大手事務所に就職した女性弁護士は、同じ事務所内でも男女間の収入格差が採用時から存在すると語っていた。

女性化の進むフランスの弁護士ではあるが、統計によれば女性弁護士の3人に1人が弁護士登録後10年以内に弁護士を辞めているという現状がある。

(4)ワークライフバランス

若手弁護士の中で弁護士の仕事を将来辞めるだろうという回答が多く占める理由としては、弁護士の職業が過酷で私生活との両立が困難であるとの指摘が多い。そのため、弁護士を辞め、企業の法務部で勤務することを選択する弁護士も少なく

ない。

(5)ヨーロッパ

今日、欧州統合に伴い、EU加盟国の弁護士は、出身国の資格のままでフランスにおいて弁護士業を営むことができるようになってきている。訴訟代理もその例外ではない。これはひとえに若手弁護士だけの問題ではないが、フランスにおける弁護士業は自由化の波に押され、新しい世代においては国境を越えた「ヨーロッパの法律家」がいずれ誕生するのではないかという議論も行われている⁷⁾。

3 まとめ

以上のとおり、フランスの若手弁護士を取り巻く環境は大きく動き、その中に置かれている個々の状況も決して楽なものではない。2002年には上院である元老院も弁護士の置かれている状況につき調査を行い現状に警鐘を鳴らし⁸⁾、一方では弁護士という職業の魅力をどのように高めるべきかという論文も紹介されるなどしている。欧州統合の問題も含め、弁護士像の模索が行われている。人数増の問題とは逆に弁護士の高齢化に伴う退職の問題も指摘され、現役の弁護士の大量退職が迫る今日、その穴埋めがどのように行われるべきなのについての議論も行われている。

とはいえ、現役の弁護士に対して2008年に行われたアンケート⁹⁾では、弁護士としての将来については悲観的な意見が若干多いものの、弁護士という職業については80%以上が満足しているという回答を寄せており、弁護士という職業そのものが持つ重要性・魅力それ自体はフランスにおいても色あせていないようである。

今後弁護士という職業がどのようになっていくか。様々な状況が違えど、フランスの現状は、変化のただ中にある日本の弁護士界にとっても示唆に富むものであると思われる。

1) Le Monde, le 9 octobre 2008

2) Fusions des Avocats et des CPI, FNUJA, 2008

3) Avocats et juristes: vers un rapprochement? Intuitu Personae, 2004

4) Avocat: la fin d'une vocation? Jurisforum, 2005

5) Baromètre EFB/LJA, septembre 2006

6) Regard sur une nouvelle génération d'avocats, Conseil National des Barreaux, septembre 2007

7) Etre juriste: vers une convergence européenne? Olivia Tambou, Presse de l'université d'Angers

8) Rapport du Sénat, «Quels métiers pour quelle justice?» 2001-2002

9) Compétitivité et concurrence des avocats: leviers et perspectives, Conseil National des Barreaux, 2008